

令和8年度 豊田市立東保見小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止等に取り組まなければならない。

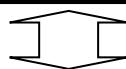
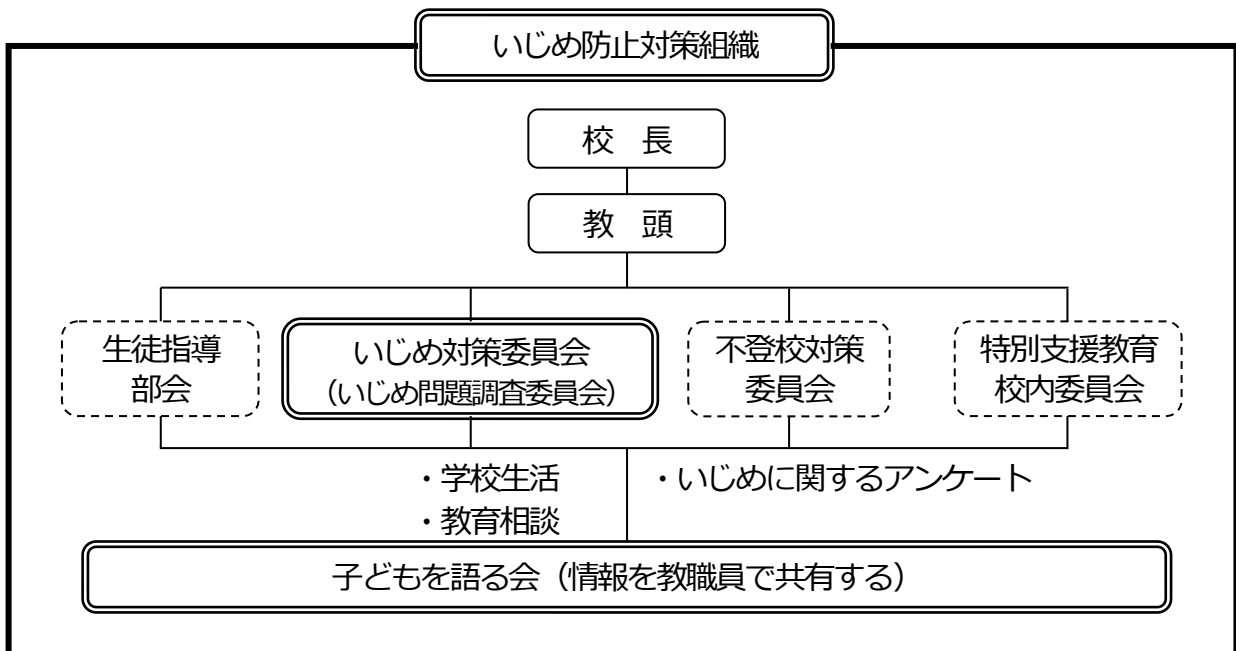
これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、下記の方策により児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

- ① 児童と児童、児童と教職員のふれあいに努める。
- ② 諸問題の早期発見に努め、校内指導体制（サポートチーム）と定期的な教育相談活動の充実を図る。
- ③ 「ひとりをみんなで」を合言葉に全教職員が協働し、あらゆる教育活動を通じて互いのよさを認め合い、他を思いやり、支え合おうとする心を育てる（ピア・サポート活動）。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、心の相談員、スクールソーシャルワーカーや外部専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



関係機関等との連携（SC・SSW・心の相談員・パレクとよた・児童相談所・子どもの権利相談室・警察、スクールロイヤー機能 等）

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア いじめ防止等の取組の年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・「いじめ防止基本方針」の作成とそれに基づく取組の実施及び進捗状況確認を行う。
 - ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止等の取組の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 年間計画に基づくいじめの防止等に係る校内研修の企画・実行
- ・計画的に研修を企画・実行し、教職員の共通理解と意識啓発を図る。
- ウ 学校いじめ防止基本方針の見直しと保護者、地域に対する情報発信
- ・いじめアンケートや教育相談、学校評価の結果の集約、分析、改訂の検討を行い、常に実効性のあるいじめ防止基本方針の作成に努める。
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめへの対処
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、いじめの解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑われるいじめについては、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導・支援を継続して行う。

(2) いじめ対策委員会の構成員

＜教職員＞				
○校長	○教頭	○教育相談コーディネーター	○教務主任	
○校務主任	○教育相談主任	○生徒指導主任	○学年主任（担任）	○養護教諭
○スクールカウンセラー	○心の相談員	○スクールソーシャルワーカー	等	
※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える				
○主任児童委員	○学校運営協議会委員	○父母教師会代表者 等		

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止等に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月の職員会議後、「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。

ウ 緊急にいじめ事案への対処が求められる場合については、「臨時いじめ対策委員会」を開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・授業づくりを進める。
- イ 道徳科や学級活動・児童会活動、縦割り活動（異学年交流活動）、ピア・サポート活動、スキルトレーニングを通して、思いやりのある集団づくりに努める。
- ウ 教育相談活動の充実を図るとともに、地域との連携を深め、情報を収集する。
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットや SNS の正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- オ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ いじめ防止の標語作りに取り組みむことで、児童一人一人がいじめを他人事にせず、自分たちの問題として考えられる機会を創出し、笑顔あふれる学校づくりを進める。
- キ いじめの問題やその取組についての理解や協力を得るため、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載するなど、保護者や地域住民、事業者等に対して広報啓発を充実する。
- ク 全ての教職員が学校いじめ防止方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。

(2) 早期発見の取組

- ア お悩み相談アンケート（月に1回・第3金曜日 *ただし、教育相談を行う月は実施しない）や教育相談を定期的（6月、11月の年2回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 教師は児童や保護者の声にしっかりと耳を傾けるとともに、真摯に受け止め、いじめのサインを見逃さない。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- オ 朝・帰りの会を充実させるとともに、児童一人一人の心身の健康状態をしっかりと把握する。連続欠席4日間を「危険状態」と認識し、養護教諭が管理職、学級担任、学年主任に状況報告し、家庭への電話や家庭訪問で児童の状況を把握する。状況に応じて、周囲の児童や保護者、教職員等にも聴取するなどして連続欠席の原因や背景の把握に努める。
- カ 養護教諭は保健室の通室数状況を確認し、必要に応じて学級担任に連絡し、連携して保健室通室の原因や背景の把握に努める。
- キ 相談室前に「ここにここボックス」を設置し、児童が相談用紙に相談相手と内容を記入して投函することにより、学級担任以外の教職員が児童の悩みを聞く機会を増やし、複数の目によるいじめ等の早期発見・早期対応に努める。
- ク 早期相談票を活用し、相談を受けた者が担任・担当に確実に報告し、いじめ防止対策委員会で全職員に周知する。その際5W1Hを明確にし、適切に記録しておき、

情報共有の徹底を図る。

ケ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃がしたり、抱え込んだりすることがないようにする。

コ 「先生聞いて」を活用し、平日・休日を問わず、児童がすぐに困りごとを相談できるようにする。

サ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

シ 年に2回の「hyper-QU」の実施の結果から、学級の様子や個々の児童の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。

(3) いじめへの対処

ア いじめの発見・いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、担任、学年主任、生徒指導主任に連絡し、速やかに管理職へ報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。

イ いじめを受けた児童の安全を確保し、対応する。

ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するように心がけ、時系列で事実を正確に把握できるようにし、適切に管理・保存する。

エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行うとともに、他人を傷つけてしまう背景をさぐり、改善を図る。

オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーや心の相談員、豊田市のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

カ 対応が困難な場合などは、パレクとよたのいじめ対応支援チーム、心理や福祉の専門家からの指導・助言を受けるなど、豊田市教育委員会や関係機関等と連携し、適切な助言を受ける。

キ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、新たに生み出さない集団づくりを行う。

ク 学校外で発生したいじめについて、放課後児童クラブやとよた地域クラブ活動等、児童が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。

ケ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだと判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

<いじめが解消したと判断する目安>

- ・いじめに係る行為が止んでいること
- ・いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

(1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に状況を報告し、早期解

決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して早期解決を図る。

- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査の目的等については、いじめを受けたとされる児童やその保護者、いじめを行ったとされる児童やその保護者に対して説明する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童やその保護者、いじめを行った児童やその保護者に対して適切に情報を提供する。



5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめの防止の取組については、取組の内容を振り返り、児童生徒や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」「【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え」を年に3回（7月、12月、2月）、「保護者アンケート」を年1回（11月）実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（OJT研修）を年2回計画し、児童理解やいじめの防止等に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は保護者へ配付するとともにホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめの未然防止やいじめの早期発見に取り組む。

<参考資料 取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域等との連携	
4月	P  D	○全職員による「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○教育相談活動計画の提案	○SCや心の相談員の児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（自分の体を知ろう） ○ピア・サポート活動（通年） ○スキルトレーニングの実施（通年）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○定期健康診断の実施 ○「お悩み相談アンケート」（月の第3金曜日）	○学校公開日 ○個別懇談会 ○学校ホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載
5月		○e-ラーニング	○縦割り活動「1年生を迎える会」（異学年交流活動）	○「お悩み相談アンケート」（月の第3金曜日）	
6月	C 	○情報モラル指導	○「教育相談アンケート①」 ○教育相談週間① ○hyper-QUの実施	○学校公開日 ○学校運営協議会で「学校いじめ防止基本方針」の説明	

7月	A ↓ P	○全教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証・見直し	○いのちの授業	○「お悩み相談アンケート」(月の第3金曜日)	
8月	D ↓	○現職研修①(ケーススタディ) ○現職教育②(hyper-QU)			
9月	C ↓		○子どもの権利学習プログラム	○身体測定 ○「お悩み相談アンケート」(月の第3金曜日)	○個別懇談会
10月				○「お悩み相談アンケート」(月の第3金曜日)	
11月			○縦割り活動「運動会に向けて」(異学年交流活動) ○運動会	○教育相談週間② ○「教育相談アンケート②」 ○hyper-QUの実施	○保護者への学校評価アンケート
12月	A ↓ P ↑	○現職研修③(演習) ○全教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証・見直し	○人権週間(授業・校長講話・教師による読み聞かせ) ○いじめ防止の標語作り ○赤い羽根募金活動	○「お悩み相談アンケート」(月の第3金曜日)	
1月		○保護者による「取組評価アンケート」の検証 ○学校自己評価	○縦割り活動「6年生が考える最後の企画」(異学年交流活動)	○身体測定 ○「お悩み相談アンケート」(月の第3金曜日)	○学校公開日
2月		○全教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証・見直し	○縦割り活動「6年生を送る会に向けて」(異学年交流活動)	○「教育相談アンケート」	○個別懇談会 ○学校運営協議会で学校の取組を報告
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生を送る会 ○卒業式	○「お悩み相談アンケート」(月の第3金曜日)	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集(子どもを語る会) ○対応策の検討 ○いじめ対策委員会(毎月) ○伝達講習を定期的に開催(OJT)	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SC、心の相談員による相談 ○保健室通室数確認 ○こころにこここボックス ○「お悩み相談アンケート」(第3金曜日実施) *ただし、教育相談を行う月は実施しない	○あいさつ運動 ○通学路見守り